

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

## 新型コロナウイルスをみんなで乗り越えましょう 「感染しない」「感染させない」行動をお願いします

4月7日、「緊急事態宣言」が出されました。岬町を含む大阪府は特別警戒地域です。  
大阪府より緊急事態措置として「外出の自粛」「イベント開催の自粛」「施設の使用制限」の要請等がありました。

### 感染しないために…

▲外出の自粛：生活に必要な場合を除き、外出を控えましょう。  
必要な外出：通院・買い物・通勤・散歩など

▲イベント自粛：規模や場所に関わらず開催を控えてください。

▲施設使用制限：ナイトクラブやキャバレー、スポーツジム、パチンコ店などを利用しない。  
保育所や学童保育、介護施設について、自宅対応が可能な方は利用を控えましょう。



### 感染させないために…

▲感染予防：咳エチケット・うがい・手洗いを徹底しましょう。  
家の中を清潔にしましょう。こまめな換気をしましょう。

○マスクがない：ハンカチやタオルなど手作りマスク、布マスクを使いましょう。

○手の消毒アルコールがない：石鹸と流水による、こまめな手洗いで大丈夫です。

外出後、食事の前後、トイレの前後

○家の清潔：70～80%アルコール消毒液で拭いた後、からぶきをしましょう。

0.05%次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後、水ぶきをしましょう。

布などは80℃で10分の熱湯消毒が効果的です。




(注意) 次亜塩素酸ナトリウムは塩素系漂白剤です。使用時は手袋をします。

▲健康管理：発熱など体調不良の時は仕事を休みましょう。

### 相談窓口について…

大阪府新型コロナウイルス受診相談センター	06-7166-9911	受診・検査の相談
大阪府緊急事態措置コールセンター	06-4397-3299	措置について相談
岬町立保健センター	072-492-2424	健康相談
岬町危機管理担当	072-492-2759	町対策本部の取組

- 新型コロナ症状：感染から発症までの潜伏期間は約5日（最長14日）程度です。  
 無症状・軽症の方が大半です。  
 重症例は、発症後8日あたりで急速に症状が進みます。

	発症 → → →	8日 → → →	10日 →	割合
軽症例	【かぜ症状】 発熱37.5℃前後 咳・鼻水 のどの痛み だるさ、味覚異常	症状消失・軽快		軽症80%
重症例		症状悪化 発熱が続く、咳 呼吸困難、酷いだるさ 	重篤な状況 人工呼吸器 集中治療室 	重症14% 重篤6%

○受診・相談のめやす

- 該当する場合は大阪府新型コロナウイルス受診相談センターへ
  - ①かぜ症状、37.5℃前後の発熱が4日間つづく場合  
高齢者、基礎疾患、妊婦は2日間つづく場合
  - ②強いだるさ、息苦しさがある場合は速やかに相談してください。
- 該当しない場合は自宅にて静養してください。  
休んでいる間は朝夕に検温して記録してください。症状の変化に注意が必要です。

受診相談センターへ相談の結果、感染の疑いがあり、診察・検査が必要な場合は専門外来を案内されます。

※もし感染した場合（PCR検査陽性）…

大阪府保健所の指示により、病状に応じて入院または施設・自宅療養となります。  
 家族は濃厚接触者となり、14日間の健康観察が行われます。

○その他の相談窓口：

事業者	中小企業金融相談窓口	03-3501-1544	中小企業の資金繰り支援全般
	金融庁相談ダイヤル	0120-156811	
	日本政策金融公庫事業資金相談	0120-154-505	セーフティネット貸付、無科子無担保融資
個人	岬町社会福祉協議会	072-492-0633	生活福祉資金貸付制度
	緊急小口資金・総合支援資金相談	0120-46-1999	特例貸付措置の基本的な内容について

国・大阪府・岬町ホームページなど随時情報を発信しています。インターネットにあふれる嘘やデマに惑わされず、落ち着いて行動しましょう。

戦没者ご遺族のみなさまへ

岬町長 田 代 堯

## 戦没者追悼式の挙行の延期について（ご案内）

陽春の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国の礎石として戦没せられた町内戦没者の霊に対し敬弔の誠を捧げると共にそのご遺族をお慰めするため、戦没者ご遺族を対象に例年5月に戦没者追悼式を挙行いたしておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、挙行時期を延期することと致しましたので、お知らせします。

なお、戦没者追悼式の挙行時期につきましては、一連の新型コロナウイルスの状況が終息後、改めてお知らせします。

●お問い合わせ：岬町役場しあわせ創造部福祉課 電話：072-492-2700

住民のみなさまへ

岬町長 田 代 堯

## 郵送請求での各種証明書の発行手数料の無料措置について（お知らせ）

平素は、町行政の推進にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、住民のみなさまにできるだけ来庁を控えていただくために、各種証明書の郵送請求をお勧めします。

郵送請求をされた場合の発行手数料は、5月1日から5月29日（当日消印有効）までの期間は無料としますので、ぜひご活用ください。

なお、必ず返信用の切手を貼付した封筒を同封していただき、その他の同封する必要書類など証明書によって異なりますので、各課のウェブページや電話などでご確認ください。

また、役場窓口では、現在のところ通常の取扱いを行っております。「3つの密」を回避するため、住民のみなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

## 記

## 【郵送の場合の無料発行とする証明書の一覧】

証明書の種類	担当課	連絡先
住民票の写し	住民課住民係	492-2713
戸籍の附票の写し		
住民票記載事項証明書		
課税証明・非課税証明書	税務課課税係	492-2752
固定資産評価証明		
固定資産公課証明		
固定資産名寄帳兼課税台帳		
納税証明書	税務課納税係	492-2765
車検用納税証明書		

（注）必要書類の不足や申請書の記載内容に不備がある場合、追加の書類を確認後の返送となるなど、日数を要する場合がありますので、余裕をもって請求してください。